

《記入例3》

従業員が転勤・転職をし、異動先の事業所でも特別徴収を継続する場合

◎例3…年税額84,400円の人が令和6年9月28日に退職し、転職先の事業所で10月から特別徴収を継続する場合

年税額	⑥月分	7月分	8月分	⑨月分	⑩月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円										

年税額(ア) 84,400円

既に納入済みの額 今回納入する額

未徴収税額(ウ) 56,000円 = 異動先の事業所で特別徴収する総額

徴収済額(イ) 28,400円

異動届は、異動があった日の翌月10日必着で提出して下さい。

退職等で転出・転居し、住所が変わる場合は必ず記入して下さい。

給与支払報告(特別徴収)に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収義務者指定番号 99999

整理番号 333333-3

所属 人事課給与係

氏名 田中 秋美

電話 445-1141 内線(999)

所在地 千代田区千代田 273-0124 鎌ヶ谷市中央1-2-3 (カブ)ハツトミショウジ

氏名又は名称 (株)初富商事

個人番号又は法人番号 11111111111111111111

給与所得者

フリガナ コバヤシ ナツミ

氏名 小林 夏美

生年月日 56年8月10日

個人番号 2222222222222222

受給者番号 123456

1月1日現在の住所 鎌ヶ谷市富岡4-5-6

異動後の住所 船橋市本町7-8-9

特別徴収税額(年税額) (ア) 84,400円

徴収済額 (イ) 28,400円

未徴収税額(ア-イ) (ウ) 56,000円

異動年月日 6年2月10日から9月28日まで

異動の事由 1. 退職・長欠に期間満了 2. 転職・長欠に期間満了 3. 転居・長欠に期間満了 4. 支払少額・不定額 5. 合併・解散 6. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号 98756 (新規) 法人番号 千100-0004

所在地 千代田区神田7-8-9

フリガナ (カブ)マルノウチショウジ

氏名又は名称 (株)丸の内商事

担当連絡先 所属 総務課給与係 氏名 鈴木 冬美 電話 03-2345-6543 内線()

受給者番号

納入書の要否(納税の届出がない場合) 2 1. 必要 2. 不要

新しい勤務先へは、月割額 7,000円を 10月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

必ずご記入下さい。
指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。事業所独自の受給者番号とは異なりますので注意して下さい。

新しい会社で特別徴収を開始する月(10月)とその月割額を記載します。
※月割額の算出:
(ウ)の額÷異動先事業所で5月までに特別徴収する月数(100円未満の端数は異動後最初に特別徴収する月に算出する。)

上の段は異動元の事業所が記入し、異動先事業所に回送して下さい。なお、「個人番号」は、異動元の事業所では記入しないで下さい。
下の段及び給与所得者の「個人番号」欄は、異動先の事業所が記入し、鎌ヶ谷市に提出して下さい。